

担当局・区	中央卸売市場	審議会等の名称	大阪市中央卸売市場南港市場運営協議会
現在員	12 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	3 人 ・ 25%		
指針の基準（40%以上）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由		審議会の所掌事務の性質上、委員のほとんどが卸売業者や仲卸業者等の代表者（社長や理事長）であり、社長や理事長の選任については本市では関与できないため。	
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	1 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由		卸売市場に係る高度な専門知識を有する学識経験者は全国的に少数であるが、その中から本市における食品流通にも精通した者を選任する必要があり、他に候補者がいないため。	
在任4年超	6 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由		審議会の所掌事務の性質上、委員のほとんどが卸売業者や仲卸業者等の代表者（社長や理事長）であり、社長や理事長の選任については本市では関与できないため。	
再任2回以上	6 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由		審議会の所掌事務の性質上、委員のほとんどが卸売業者や仲卸業者等の代表者（社長や理事長）であり、社長や理事長の選任については本市では関与できないため。	
70歳超	3 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由		審議会の所掌事務の性質上、委員のほとんどが卸売業者や仲卸業者等の代表者（社長や理事長）であり、社長や理事長の選任については本市では関与できないため。	
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針		<p>市場関係業者の立場から、市場の運営、施設整備にかかわる、食品流通の現状を踏まえた貴重なご意見をいただくため、卸売業者、仲卸業者、小売業者の各業界を代表し責任ある公の立場で発言いただける会長・社長・理事長などの責任者に委員に就任いただいています。そのため、業界代表については、役員交代・改選時に変更する場合以外には、基本的に変更することはありませんが、指針の趣旨等について説明し、理解を求め、指針に沿った適切な委員の選任ができるよう、引き続き協議・調整に努めていきます。</p> <p>また、市会代表委員は市会都市経済委員会委員長に、業界代表委員は市場関係業界を代表する会長・社長・理事長などの方に就任いただいているため、女性の委員就任推進の関与はできませんが、他の委員については、今後とも指針の趣旨に沿い関係団体から女性を推薦いただけるよう調整に努めていきます。</p>	

担当局・区	中央卸売市場	審議会等の名称	大阪市中央卸売市場本場・東部市場運営協議会
現在員	17 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	3 人 ・ 18%		
指針の基準（40%以上）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由		審議会の所掌事務の性質上、委員のほとんどが卸売業者や仲卸業者等の代表者（社長や理事長）であり、社長や理事長の選任については本市では関与できないため。	
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	1 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由		卸売市場に係る高度な専門知識を有する学識経験者は全国的に少数であるが、その中から本市における食品流通にも精通した者を選任する必要があり、他に候補者がいないため。	
在任4年超	9 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由		審議会の所掌事務の性質上、委員のほとんどが卸売業者や仲卸業者等の代表者（社長や理事長）であり、社長や理事長の選任については本市では関与できないため。	
再任2回以上	10 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由		審議会の所掌事務の性質上、委員のほとんどが卸売業者や仲卸業者等の代表者（社長や理事長）であり、社長や理事長の選任については本市では関与できないため。	
70歳超	5 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由		審議会の所掌事務の性質上、委員のほとんどが卸売業者や仲卸業者等の代表者（社長や理事長）であり、社長や理事長の選任については本市では関与できないため。	
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針		<p>市場関係業者の立場から、市場の運営、施設整備にかかわる、食品流通の現状を踏まえた貴重なご意見をいただくため、卸売業者、仲卸業者、小売業者の各業界を代表し責任ある公の立場で発言いただける会長・社長・理事長などの責任者に委員に就任いただいています。そのため、業界代表については、役員交代・改選時に変更する場合以外には、基本的に変更することはありませんが、指針の趣旨等について説明し、理解を求め、指針に沿った適切な委員の選任ができるよう、引き続き協議・調整に努めていきます。</p> <p>また、市会代表委員は市会都市経済委員会委員長に、業界代表委員は市場関係業界を代表する会長・社長・理事長などの方に就任いただいているため、女性の委員就任推進の関与はできませんが、他の委員については、今後とも指針の趣旨に沿い関係団体から女性を推薦いただけるよう調整に努めていきます。</p>	

担当局・区	IR推進局	審議会等の名称	大阪府市IR事業者選定委員会
現在員	7 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	1 人 ・ 14%		
指針の基準（40%以上）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	外部委員の選定にあたっては、建築分野、依存症（医学）分野、観光分野において、数少ない経験豊富な女性委員を確保することは非常に困難であったため。また内部委員については、女性の特別職がいなかったため。		
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	2 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	特別職については、本委員会には不可欠な人材であるため。建築分野の有識者については、余人をもって代えがたい人材であるため。		
在任4年超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
70歳超	1 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	大阪の発展への貢献を重点目標として府市が設置する大学法人の理事長の職にある者であり、本委員会には不可欠な人材であるため。		
本市職員	1 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	IR事業者の選定にあり、行政の意思を適切に反映するために、職員が委員として参画する必要があると考えられるため。		
今後の見直し方針	指針の基準を満たした人物に委員を委嘱できるよう、可能な限りの調整に努めます。		

担当局・区	総務局	審議会等の名称	大阪市外郭団体評価委員会
現在員	5 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	1 人 ・ 20%		
指針の基準（40%以上）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	女性の委員を確保すべく推薦依頼を行ったが、結果的に適任者の推薦を受けることができなかったため。		
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
70歳超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	次回以降は、女性委員を確保すべく、依頼等を行う予定です。		

担当局・区	総務局	審議会等の名称	大阪市公正職務審査委員会
-------	-----	---------	--------------

現在員	6 人
指針の基準（20人以内）	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
女性数・女性比率	2 人 ・ 33%
指針の基準（40%以上）	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	大阪市公正職務審査委員会は、学識経験者として、関係団体（大阪弁護士会、日本公認会計士協会近畿会）からそれぞれ適任の人物の推薦を受け、市会の同意を得て委嘱を行ってきた。関係団体に委員の推薦依頼を行うに際し、本市指針を踏まえて女性委員の比率に配慮して推薦いただきたい旨を依頼したところ、適任の人物として男性4名女性2名の推薦があったため。
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
在任4年超	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
再任2回以上	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
70歳超	2 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	大阪市公正職務審査委員会は、学識経験者として、関係団体からそれぞれ適任の人物の推薦を受け、市会の同意を得て委嘱を行ってきた。関係団体に委員の推薦依頼を行うに際し、本市指針を踏まえて70歳を越えないものの推薦を依頼したところ、適任の人物として選任当時において70歳以下のものの推薦があったが、2名について在任中に70歳を越えたため。
本市職員	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
今後の見直し方針	引き続き、委員の改選にあたっては、なるべく女性委員を推薦いただけるよう依頼を行うこととし、「70歳超」の基準についても、なるべく70歳を越えない委員を推薦いただけるよう依頼を行うこととする。

担当局・区	総務局	審議会等の名称	大阪市公文書管理委員会
現在員	7 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	2 人 ・ 29%		
指針の基準（40%以上）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由		本委員会の調査審議に必要な文書・史料の取扱いや歴史等への造詣、高度の専門的な法律知識、本市の情報公開制度・個人情報保護制度に関する十分な理解を有する有識者について、関係先から推薦を受けた結果、女性委員が二人となったため。	
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	2 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由		本委員会の調査審議に必要な、文書・史料の取扱いや歴史等への造詣、高度の専門的な法律知識、本市の情報公開制度・個人情報保護制度に関する十分な理解を有し、この間の本市の歴史公文書の収集の基準や、廃棄の取組に係る当審議会での議論経過を十分に認知している限られた有識者であるため。	
再任2回以上	2 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由		本委員会の調査審議に必要な、文書・史料の取扱いや歴史等への造詣、高度の専門的な法律知識、本市の情報公開制度・個人情報保護制度に関する十分な理解を有し、この間の本市の歴史公文書の収集の基準や、廃棄の取組に係る当審議会での議論経過を十分に認知している限られた有識者であるため。	
70歳超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針		今後は委員会における議論の経過を踏まえつつ、委員の在任期間が長期化することがないように、又、女性委員の確保について理解を得られるよう、各方面に対して、適切な人材の推薦を求めていくよう努めます。	

担当局・区	市民局	審議会等の名称	大阪市再犯防止推進計画検討懇談会
現在員	5 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	2 人 ・ 40%		
指針の基準（40%以上）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
70歳超	1 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	大阪市再犯防止推進計画の策定を行うにあたり、行政的な視点と併せて、再犯防止の推進にかかる豊富な知識と実務経験を兼ね備えていることから、当懇談会に欠くことのできない委員として選任したため。		
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	当懇談会は、再犯防止推進計画の策定のために令和2年度のみ開催するため、委員の更新は行わない予定です。		

担当局・区	市民局	審議会等の名称	大阪市市民活動推進審議会
-------	-----	---------	--------------

現在員	10 人
指針の基準（20人以内）	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
女性数・女性比率	2 人 ・ 20%
指針の基準（40%以上）	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	今期の調査審議を進めるにあたり、市民活動に関する専門的知識を有する有識者、様々な事例に精通し中立で客観的に助言を頂ける市民活動実践者、市民活動の取組を支援する中間支援組織関係者、公募委員を選任することとなり、40%を満たさない結果となった。
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
在任4年超	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
再任2回以上	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
70歳超	3 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	70歳超の3名については、推薦されたもの及び応募のあったものの中から、条例が定める審議会の目的である「市民活動の推進に関する事項について、市長の諮問に応じて調査審議する」ことを達成するために選考を行ったが、他に適任者がおらず、余人をもって代えがたいことから、委員として委嘱することとなった。
本市職員	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
今後の見直し方針	本審議会の性格上、経験豊かな委員の選任に偏る傾向は避けがたいところではあるが、次期委員の公募に際しては、若年者が応募しやすいような工夫を行うべく検討する。

担当局・区	市民局	審議会等の名称	大阪市消費者保護審議会
-------	-----	---------	-------------

現在員	20 人
指針の基準（20人以内）	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
女性数・女性比率	7 人 ・ 35%
指針の基準（40%以上）	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	女性の委員を確保すべく推薦依頼を行ったが、結果的に適任者の推薦を受けることができなかったため。
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
在任4年超	1 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	当該委員は前回改選前の審議会で会長代理や苦情処理部会委員を務めており、民事法に造詣が深く、現在の審議会では互選により会長に選任されるなど、本審議会の運営に欠くことのできない人材であるため。
再任2回以上	1 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	当該委員は前回改選前の審議会で会長代理や苦情処理部会委員を務めており、民事法に造詣が深く、現在の審議会では互選により会長に選任されるなど、本審議会の運営に欠くことのできない人材であるため。
70歳超	2 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	当該委員については長年にわたり地域における福祉活動に貢献しており、被害に遭いやすい高齢者の地域における見守り活動等について検討する地域安全確保部会の委員を務めるなど、本審議会の運営に欠くことのできない人材であるため。
本市職員	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
今後の見直し方針	今後、本審議会委員の選任にあたっては、「審議会等の設置及び運営に関する指針」を踏まえ、基準を満たせるよう留意するものとする。また、推薦団体への働きかけ等、次回の改選時に配慮する。

担当局・区	市民局	審議会等の名称	大阪市男女共同参画審議会
現在員	15 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	8 人 ・ 53%		
指針の基準（40%以上）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	4 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由		<p>審議会においては、現行計画について、幅広い分野の各取組について、計画の進捗管理として、外部委員である審議会委員の評価をいただくとともに、昨年度からは次期計画策定に向けこれまでの経過も踏まえ、部会を設置し本格的に議論いただいています。そのため、前回策定時の経緯を把握した上で、これまでの委員経験を経て、本市施策についても熟知しておられることから、男女共同参画に関わる有益な意見をいただく委員して不可欠な人材であるため。</p>	
再任2回以上	4 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由		<p>審議会においては、現行計画について、幅広い分野の各取組について、計画の進捗管理として、外部委員である審議会委員の評価をいただくとともに、昨年度からは次期計画策定に向けこれまでの経過も踏まえ、部会を設置し本格的に議論いただいています。そのため、前回策定時の経緯を把握した上で、これまでの委員経験を経て、本市施策についても熟知しておられることから、男女共同参画に関わる有益な意見をいただく委員して不可欠な人材であるため。</p>	
70歳超	2 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由		<p>審議会においては、現行計画について、幅広い分野の各取組について、計画の進捗管理として、外部委員である審議会委員の評価をいただくとともに、昨年度からは次期計画策定に向けこれまでの経過も踏まえ、部会を設置し本格的に議論いただいています。そのため、前回策定時の経緯を把握した上で、これまでの委員経験を経て、本市施策についても熟知しておられることから、男女共同参画に関わる有益な意見をいただく委員して不可欠な人材であるため。</p>	
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針		<p>次期計画策定後の改選の際に、本市「審議会等の設置及び運営に関する指針」を踏まえ、本市男女共同参画行政に詳しく、ワーク・ライフ・バランスや女性の活躍推進等男女共同参画施策の推進にかかわる重要な分野に精通した有識者を探すなど、基準を満たせるよう努める。</p>	